



三重県公報

令和7年3月21日 (金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
規 則			
13	三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(地域づくり推進課)	2
14	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	(長寿介護課)	3
15	三重県飲酒運転〇をめざす条例施行規則の一部を改正する規則	(くらし・交通安全課)	8
議 会 規 則			
2	三重県議会会議規則の一部を改正する規則	(県議会)	12
企業庁管理規程			
5	三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	(企業庁)	16
6	三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する管理規程	(同)	17
告 示			
178	工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額の全部改正	(新産業振興課)	18
訓 令			
1	会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	(人事課)	24
議 会 訓 令			
2	三重県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令	(県議会)	25
3	三重県議会における電子情報処理組織による請願に関する規程	(同)	31

規 則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十三号

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年三重県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Each column contains a '別表 (第二条関係)' (Annex Table) with rows detailing amendments to specific articles (e.g., 11-12, 12-4, 12-5, 15) regarding professional regulations and building standards.

	<p>規定による届書、法第七十七條の二十一に規定する指定確認検査機関から提出される申請書及び届書、法第八十七條の四において準用する法第六條第一項の規定による確認申請書並びに法第八十七條の四において準用する法第十八條第二項の規定による計画通知書を除く。）</p>
<p>十五の二〜二十一の二 (略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>認検査機関から提出される申請書及び届書、法第八十七條の四において準用する法第六條第一項の規定による確認申請書並びに法第八十七條の四において準用する法第十八條第二項の規定による計画通知書を除く。）</p>
<p>十五の二〜二十一の二 (略)</p> <p>二十二 別開</p> <p>二十三 特例条例別表第一の三十四の二の項に規定する三重県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十七年三重県条例第四十一号)及び同条例の施行のための規則に基づく宅地開発事業に係る協議書、申請書及び届書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p> <p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付</p> <p>イ 三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和四十七年三重県規則第九十号。以下この項において「規則」という。)第二條の規定による宅地開発事業設計(変更)協議書</p> <p>ロ 規則第三條及び第五條の規定による宅地開発事業設計(変更)確認申請書</p> <p>ハ 規則第四條の規定による工事着手届出書</p> <p>ニ 規則第六條第一項の規定による宅地開発事業変更届出書等</p> <p>ホ 規則第六條第二項の規定による宅地開発事業承継届出書</p> <p>ヘ 規則第七條第一項の規定による工事完了届出書</p> <p>ト 規則第八條の三の規定による建築承認申請書</p>

附 則

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 一 別表第十二号の四の項及び同表第十五号の項の改正規定 令和七年四月一日
 - 二 別表第二十二号の項及び同表第二十三号の項の改正規定並びに次項の規定 令和七年五月二十六日
- 2 前項第二号に掲げる規定の施行の日の前日において現に三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例(令和七年三重県条例第三十三号)による廃止前の三重県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十七年三重県条例第四十一号)第六條第一項の規定による確認を受け、工事が施工されている宅地開発事業については、なお従前の例による。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十四号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(老人福祉法施行細則の一部改正)

第一条 老人福祉法施行細則(平成五年三重県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七号様式から第八号様式の二までの様式中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、第十五号様式及び第十六号様式中「5 施設所及び生活指導員については社団法人の仕事の資格を、看護士、栄養士及び医師についてそれぞれその資格を証明するもの」を「5 施設所については社団法人の仕事の資格を、生活指導員、看護士、栄養士又は管理栄養士及び医師についてはそれぞれその資格を証明するもの」に改める。

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設備の基準の特例)	(設備の基準の特例)
第二十九条 条例第四十四条第一項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。	第二十九条 条例第四十四条第一項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
一 (略)	一 (略)
二 当該保育所又は他の施設、保健所及び市町等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。	二 当該保育所又は他の施設、保健所及び市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等栄養士による必要な配慮が行われること。
三〜五 (略)	三〜五 (略)
2 (略)	2 (略)

(三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の基準)	(職員の基準)
第四条 条例第五条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第四条 条例第五条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一〜三 (略)	一〜三 (略)
四 <u>栄養士又は管理栄養士</u> 一人以上	四 栄養士 一人以上
五・六 (略)	五・六 (略)
2〜7 (略)	2〜7 (略)
8 第一項第四号の <u>栄養士又は管理栄養士</u> 及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。	8 第一項第四号の <u>栄養士</u> 及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。
9 (略)	9 (略)
附 則	附 則
1・2 (略)	1・2 (略)
3 条例附則第十項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	3 条例附則第十項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一〜四 (略)	一〜四 (略)
五 <u>栄養士又は管理栄養士</u> 一人以上	五 栄養士 一人以上
六〜八 (略)	六〜八 (略)

4 ～ 12 (略)	4 ～ 12 (略)
13 附則第三項第五号の栄養士又は管理栄養士は、常勤の者でなければならない。	13 附則第三項第五号の栄養士は、常勤の者でなければならない。
14 ～ 29 (略)	14 ～ 29 (略)

(三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第四条 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の基準) 第四条 条例第六条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 ～ 五 (略) 六 栄養士又は管理栄養士 一人以上 七 (略) 2 ～ 8 (略)	(職員の基準) 第四条 条例第六条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 ～ 五 (略) 六 栄養士 一人以上 七 (略) 2 ～ 8 (略)

(三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第五条 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の基準) 第四条 条例第五条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 ～ 四 (略) 五 栄養士又は管理栄養士 一人以上 六・七 (略) 2 ～ 7 (略)	(職員の基準) 第四条 条例第五条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 ～ 四 (略) 五 栄養士 一人以上 六・七 (略) 2 ～ 7 (略)
(職員の基準) 第三十条 条例第三十一条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 ～ 四 (略) 五 栄養士又は管理栄養士 一人以上 六・七 (略) 2 ～ 10 (略)	(職員の基準) 第三十条 条例第三十一条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 ～ 四 (略) 五 栄養士 一人以上 六・七 (略) 2 ～ 10 (略)

(三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第六条 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(従業者の基準) 第八十八条 短期入所生活介護従業者(条例第二百二十六条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	(従業者の基準) 第八十八条 短期入所生活介護従業者(条例第二百二十六条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一〇三 (略) 四 栄養士又は管理栄養士 一以上 五・六 (略) 二〇七 (略) (従業者の基準) 第一百十二条 短期入所生活介護従業者(条例第六十二 条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。以下この 節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業 者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりと する。 一・二 (略) 三 栄養士又は管理栄養士 一以上 四・五 (略) 二〇四 (略)	一〇三 (略) 四 栄養士 一以上 五・六 (略) 二〇七 (略) (従業者の基準) 第一百十二条 短期入所生活介護従業者(条例第六十二 条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。以下この 節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業 者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりと する。 一・二 (略) 三 栄養士 一以上 四・五 (略) 二〇四 (略)
--	--

(三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第七条 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(従業者の基準) 第八十一条 指定介護予防短期入所生活介護従業者(条 例第一百七十七条第一項の介護予防短期入所生活介護従 業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、 次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定めるとおりとする。 一〇三 (略) 四 栄養士又は管理栄養士 一以上 五・六 (略) 二〇七 (略) (従業者の基準) 第一百五条 介護予防短期入所生活介護従業者(条例第百 四十四条第一項の介護予防短期入所生活介護従業者 をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次の 各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号 に定めるとおりとする。 一・二 (略) 三 栄養士又は管理栄養士 一以上 四・五 (略) 二〇四 (略)	(従業者の基準) 第八十一条 指定介護予防短期入所生活介護従業者(条 例第一百七十七条第一項の介護予防短期入所生活介護従 業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、 次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定めるとおりとする。 一〇三 (略) 四 栄養士 一以上 五・六 (略) 二〇七 (略) (従業者の基準) 第一百五条 介護予防短期入所生活介護従業者(条例第百 四十四条第一項の介護予防短期入所生活介護従業者 をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次の 各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号 に定めるとおりとする。 一・二 (略) 三 栄養士 一以上 四・五 (略) 二〇四 (略)

(三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第八条 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第四条 (略) 二 条例第七条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次 の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定め	第四条 (略) 二 条例第七条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次 の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定め

る数とする。 一・二 (略) 三 栄養士又は管理栄養士 一以上 四・五 (略) 3・4 (略)	る数とする。 一・二 (略) 三 栄養士 一以上 四・五 (略) 3・4 (略)
---	--

(三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第九条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第三条 (略) 2 条例第五条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。 一〜三 (略) 四 栄養士又は管理栄養士 一以上 五・六 (略) 3 (略)	第三条 (略) 2 条例第五条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。 一〜三 (略) 四 栄養士 一以上 五・六 (略) 3 (略)

(三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第十条 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(食事) 第五十条 (略) 2・3 (略) 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に 栄養士又は管理栄養士 を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第五十条 (略) 2・3 (略) 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に 栄養士 を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第十一条 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(食事) 第三十一条 (略) 2〜4 (略) 5 指定障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設等に 栄養士又は管理栄養士 を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第三十一条 (略) 2〜4 (略) 5 指定障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設等に 栄養士 を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第十二条 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(食事)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>	<p>(食事)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>

(三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第十三条 三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(食事)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合であつて、障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>	<p>(食事)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合であつて、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第十四条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十六年三重県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設備の基準の特例)</p> <p>第六条 条例第三十条第一項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所及び市町等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(設備の基準の特例)</p> <p>第六条 条例第三十条第一項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所及び市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県飲酒運転^〇をめざす条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十五号

三重県飲酒運転^〇をめざす条例施行規則の一部を改正する規則

三重県飲酒運転^〇をめざす条例施行規則(平成二十五年三重県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。
第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

アルコール依存症に関する受診結果報告書

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

連絡先

三重県飲酒運転^{ヒマ}〇をめざす条例（平成25年三重県条例第70号）第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

私は、この度、次の医療機関でアルコール依存症に関する診断を受けました。

受 診 年 月 日	年 月 日
医 療 機 関 名	

受付印
整理番号

(規格A4)

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

アルコール依存症受診に関する通知書

住 所

氏 名 様

三 重 県 知 事



三重県飲酒運転^{ていぶ}〇をめざす条例（平成25年三重県条例第70号）第9条第2項の規定により、次に掲げる期限までに指定医療機関でアルコール依存症に関する診断を受け、当該診断を受けた旨を別紙（第1号様式）により報告するよう通知します。

飲酒運転違反年月日	年 月 日
飲酒運転違反場所	
受診及び報告の期限	年 月 日
知事が指定する医療機関	別添指定医療機関一覧のとおり
備 考	

【備考】既に医療機関においてアルコール依存症と診断されている方は、その旨報告してください。

※三重県飲酒運転〇（ゼロ）をめざす条例（抜粋）

第九条 県内外において道路交通法第一百七条の二第一項第一号又は同法第一百七条の二の二第一項第三号の違反行為をした県民（以下この条において「飲酒運転違反者」という。）は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し、当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。

2 知事は、三重県規則で定めるところにより、飲酒運転違反者に対し、前項に規定する受診及び報告を行うべき旨並びに当該受診及び当該報告の期限を通知するものとする。

(規格A4)

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

アルコール依存症受診に関する勧告書

住 所

氏 名 様

三重県知事



三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例（平成25年三重県条例第70号）第9条第2項の規定により、 年 月 日付け 第 号であなたに対して期限までに指定医療機関でアルコール依存症に関する診断を受け、当該診断を受けた旨を報告するよう通知しましたが、 年 月 日においてまだ報告を受けていません。

同条例第9条第3項により、直ちにアルコール依存症に関する診断を受け、当該診断を受けた旨を報告するよう、勧告します。

飲酒運転違反年月日	年 月 日
飲酒運転違反場所	
知事が指定する医療機関	別添指定医療機関一覧のとおり
備 考	

【備考】既に医療機関においてアルコール依存症と診断されている方は、その旨報告してください。

※三重県飲酒運転〇（ゼロ）をめざす条例（抜粋）

第九条 県内外において道路交通法第百七条の二第一項第一号又は同法第百七条の二の二第一項第三号の違反行為をした県民（以下この条において「飲酒運転違反者」という。）は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し、当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。

2 知事は、三重県規則で定めるところにより、飲酒運転違反者に対し、前項に規定する受診及び報告を行うべき旨並びに当該受診及び当該報告の期限を通知するものとする。

3 知事は、前項に規定する通知を受けた飲酒運転違反者が同項に規定する報告の期限までに第一項に規定する報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう勧告をすることができる。

(規格A4)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

議 会 規 則

三重県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県議会議長 稲垣 昭 義

三重県議会議規則第二号

三重県議会議規則の一部を改正する規則

三重県議会議規則（昭和三十二年三重県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章・第二章（略）	第一章・第二章（略）
第三章 議事日程（第十七条―第十八条の二）	第三章 議事日程（第十七条―第十八条の二）
第十七条（日程の作成及び配付等）	第十七条（日程の作成及び配付）
第十八条・第十八条の二（略）	第十八条・第十八条の二（略）
第四章―第八章（略）	第四章―第八章（略）
第九章 請願（第六十七条―第七十二条）	第九章 請願（第六十七条―第七十二条）
第六十七条（請願の方法等）	第六十七条（請願書の記載事項）
第六十七条の二（請願書の提出）	
第六十七条の三（電子情報処理組織による請願）	
第六十七条の四（請願の紹介の取消し）	第六十七条の二（請願の紹介の取消し）
第六十八条―第七十一条（略）	第六十八条―第七十一条（略）
第七十二条（陳情の処理）	第七十二条（陳情書の処理）
第十章 公聴会及び参考人（第七十三条―第八十条）	第十章 公聴会及び参考人（第七十三条―第八十条）
第七十三条―第七十七条（略）	第七十三条―第七十七条（略）
第七十八条（代理人又は文書等による意見の陳述）	第七十八条（代理人又は文書による意見の陳述）
第七十九条・第八十条（略）	第七十九条・第八十条（略）
第十一章―第十四章（略）	第十一章―第十四章（略）
第十五章 会議録（第九十九条―第一百二条）	第十五章 会議録（第九十九条―第一百二条）
第九十九条（略）	第九十九条（略）
第一百条（会議録の配付等）	第一百条（会議録の配付）
第一百一条・第一百二条（略）	第一百一条・第一百二条（略）
第十六章―第十八章（略）	第十六章―第十八章（略）
附則	附則
（会議時間）	（会議時間）
第五条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。	第五条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。ただし、議決があつたとき又は議長が必要であると認めるときは、繰上げ又は延長す

<p>2</p>	<p>ることができる。</p>
<p>2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。</p>	<p>2 会議時間の繰上げ又は延長の動議については、議長は、討論を用いずに会議に諮って決める。</p>
<p>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中ではない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。</p>	
<p>4 (略) (議案の提出)</p>	<p>3 (略) (議案の提出)</p>
<p>第十一条 (略)</p>	<p>第十一条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 議長は、前二項の議案の提出を受けたときは、これを印刷して議員に配付し、又は当該議案に記載された事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を議員に提供しなければならない。 (日程の作成及び配付等)</p>	<p>3 議長は、前二項の議案の提出を受けたときは、これを印刷して議員に配付しなければならない。 (日程の作成及び配付)</p>
<p>第十七条 議長は、議事日程を作成して、あらかじめ議員にこれを配付し、又は当該議事日程に記載された事項を記録した電磁的記録を提供する。</p>	<p>第十七条 議長は、議事日程を作成し、あらかじめ議員に配付する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 議長は、前項の事項を議場で宣告し、議事日程の配付又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供に代えることができる。 (委員長及び少数意見の報告)</p>	<p>3 議長は、前項の事項を議場で宣告し、日程の配付に代えることができる。 (委員長及び少数意見の報告)</p>
<p>第三十一条 委員会の審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告する。</p>	<p>第三十一条 委員会の審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前二項の報告は、議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配付し、若しくは当該報告書に記載された事項を記録した電磁的記録を提供し、又はその要旨を朗読したときは、省略することができる。</p>	<p>3 前二項の報告は、議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配付し、又はその要旨を朗読したときは、省略することができる。</p>
<p>4 (略) (発言の通告)</p>	<p>4 (略) (発言の通告)</p>
<p>第三十九条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録で通告しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が全て発言を終わった場合は、この限りでない。</p>	<p>第三十九条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が全て発言を終わった場合は、この限りでない。</p>

<p>2 4 (略) (質問) 第四十二条の二 (略)</p>	<p>2 4 (略) (質問) 第四十二条の二 (略)</p>
<p>2 質問者は、議長のとめた期間内に、議長にその要旨を文書又は電磁的記録で通告しなければならない。 (表決の順序処理)</p>	<p>2 質問者は、議長のとめた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。 (表決の順序処理)</p>
<p>第六十六条 (略)</p>	<p>第六十六条 (略)</p>
<p>2 (略) 3 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p>	<p>2 (略) 3 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員三人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p>
<p>4 5 (略) 第九章 請願 (請願の方法等)</p>	<p>4 5 (略) 第九章 請願</p>
<p>第六十七条 請願は、次の方法によりすることができる。</p>	
<p>一 請願書を提出する方法</p>	
<p>二 法第百三十八条の二第一項の規定により、議長が定める電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計算機(同項に規定する電子計算機をいう。以下この号並びに第六十七条の三第一項及び第三項において同じ。))と請願しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法</p>	
<p>2 請願は、平穩にしなければならない。 (請願書の提出)</p>	<p>(請願書の記載事項)</p>
<p>第六十七条の二 前条第一項第一号の方法により請願しようとする者は、邦文を用い、請願の趣旨及び年月日並びに当該請願しようとする者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)を記載した請願書を議長に提出しなければならない。</p>	<p>第六十七条 請願書は、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名又は記名押印の上、議長に提出しなければならない。</p>
<p>2 前項の場合において、当該請願を紹介する議員は、当該請願書に署名し、又は記名押印しなければならない。 (電子情報処理組織による請願)</p>	<p>2 請願書には、紹介議員の署名又は記名押印がなければならない。</p>
<p>第六十七条の三 第六十七条第一項第二号の方法により請願しようとする者は、議長のとめるるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は前条第一項に規定する請願書に記載すべきこととされている事項を、当該請願しようとする者の使用に係る電子計算機から入力して、議長の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。</p>	<p>3 請願書の提出の手續は、平穩にしなければならない。</p>

21 前項の規定により請願しようとする者は、議長の指定する方法により当該請願者を確認するための措置を講じなければならない。

31 第一項の規定によりされた請願が同項に規定する議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、議長は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

41 第一項の場合において、当該請願を紹介する議員は、前項に規定する書面に署名し、又は記名押印しなければならない。

第六十七条の四 (略)
(請願文書表)

第六十八条 議長は、請願文書表を作成して、議員にこれを配付し、又は当該請願文書表に記載された事項を記録した電磁的記録を提供する。

2・3 (略)
(請願の委員会付託)

第六十九条 議長は、前条第一項の規定による配付又は提供とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願がされたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。
(陳情の処理)

第七十二条 陳情又はこれに類するもので、議長が必要であると認めるものは、請願の例により処理するものとする。
(意見を述べようとする者の申出)

第七十四条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書又は電磁的記録であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあつては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。
(代理人又は文書等による意見の陳述)

第七十八条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電磁的記録で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。
(会議録の配付等)

第一百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した電磁的記録を作成して、議員及び関係機関に配付し、又は提供する。

第六十七条の二 (略)
(請願文書表)

第六十八条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。

2・3 (略)
(請願の委員会付託)

第六十九条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。
(陳情書の処理)

第七十二条 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。
(意見を述べようとする者の申出)

第七十四条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあつては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。
(代理人又は文書による意見の陳述)

第七十八条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。
(会議録の配付等)

第一百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成して、議員及び関係機関に配付し、又は提供する。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

企業庁管理規程

三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県企業庁長 河北 智之

三重県企業庁管理規程第五号

三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁職員服務規程（昭和四十九年三重県企業庁管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除)</p> <p>第七条の三 庁長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間に勤務をさせてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十六条の七 (略)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除)</p> <p>第七条の三 庁長は、三歳に満たない子のある職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間に勤務をさせてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十六条の七 (略)</p>
<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第十六条の八 庁長は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他第十六条の三第二項に規定する者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 庁長は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p>	
<p>第十六条の九 庁長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</p> <p>二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</p>	

三 その他介護・両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を職員の勤務時間、休暇等に関する規則（三重県人事委員会規則一三二二）第六条の七第一項に規定する時間外勤務制限開始日とする改正後の第七条の第三第一項の規定による請求（二歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行うおうとする職員は、施行日前においても、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の適用を受ける職員の例により、当該請求を行うことができる。

三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県企業庁長 河北 智之

三重県企業庁管理規程第六号

三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する管理規程
 三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和二年三重県企業庁管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第5（第11条関係）			別表第5（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
育児参加休暇	(略)	(略)	育児参加休暇	(略)	(略)
私傷病	<u>会計年度任用職員（庁長が別に定める者に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u>	一の年度において庁長が別に定める期間	私傷病	会計年度任用職員（庁長が別に定める者に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	一の年度において庁長が別に定める期間
別表第6（第11条関係）			別表第6（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
子の看護等	<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（庁長が別に定める者に限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして庁長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全</u>	一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員	子の看護	<u>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（庁長が別に定める者に限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして庁長の定めるその子の世話を行うこと</u>	一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員

	法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして庁長が定める事由に伴うその子の世話をすること又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち庁長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	にあつては、その者の勤務時間を考慮し、庁長が別に定める期間）の範囲内の期間		いことが相当であると認められる場合	者の勤務時間を考慮し、庁長が別に定める期間）の範囲内の期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
公務上の傷病	(略)	(略)	公務上の傷病	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	私傷病	会計年度任用職員（庁長が別に定める者に限り、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（「生理日の就業困難」、「妊産疾病」及び「公務上の傷病」に掲げる場合を除く。）	一の年度において庁長が別に定める期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

説 明

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

三重県告示第178号

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額を次のように定めます。

令和7年3月21日

三重県知事 一見勝之

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額（平成30年三重県告示第249号）の全部を改正する。

三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例（昭和33年三重県条例第1号）第1条の2の規定に基づき、工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備（以下「設備等」という。）の使用料の額を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

1 工業研究所（各研究室を除く。）の設備等の使用料

設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）
全自動真円度測定機	370	1,580
CNC三次元測定機	370	1,970
万能引張試験機（テンシロン）	370	980

万能試験機 (1000 k N)	370	3,420
ボールミル	370	390
高強度型万能試験機 (2000 k N)	370	9,880
圧縮試験用研磨機	370	390
セメント強さ試験用型詰め装置	370	420
メルトインデックサ	370	230
計装化衝撃試験システム	370	540
かくはん造粒機	370	90
スクリー式押し出し造粒機	370	40
V型混合機	370	70
通風乾燥機	370	50
錠剤粉砕器	370	10
錠剤硬度計	370	170
崩壊試験装置	370	50
ハンドプレス	370	280
食品異物顕微解析装置	370	240
粉体物性測定装置	370	140
空気比較式比重計	370	0
ジェットミル	370	380
ロボットシフター	370	800
錠剤コーティング機	370	270
流動層造粒機	370	240
湿式整粒機	370	80
試料粉砕機	370	120
大型遠心分離機	370	760
万能投影機	370	260
ミクロン深さ高さ測定機	370	310
ビッカース硬度計	370	0
微小硬度計	370	0
衝撃試験機	370	550
試料研磨機	370	270
溶接継手曲げ試験装置	370	90
倒立型金属顕微鏡	370	130
ビデオマイクロスコープ	370	120
低速回転・低速送り切断機	370	390
水分活性測定装置	370	50
薄刃切断機	370	880
放射ノイズ測定システム (放射ノイズ)	370	1,450
雑音端子測定システム (雑音)	370	1,200
雑音電力測定システム (雑音)	370	1,990
磁界EMI測定システム (磁界EMI)	370	2,250
多機能物性測定装置 (レオメータ)	370	810
V型混合機 (大)	370	60
溶液安定性評価装置	370	220

カールフィッシャー水分計	370	280
紫外可視光光度計	370	380
金属精密切断機	370	890
表面粗さ・輪郭複合測定機	370	1,530
雷サージ・バースト試験機（サージ・バースト）	370	600
1GHz超放射エミッション測定システム（GHz超）	370	1,670
ガウスマーター	370	100
ロックウェル硬度計	370	40
カメラ付き実体顕微鏡	370	30
試料埋込装置	370	160
X線回折装置（XRD）	370	2,230
波長分散型蛍光X線分析装置（XRF）	370	5,100
FE型走査電子顕微鏡EDX付（FE-SEM/EDX）	370	4,600
原子吸光光度計（AAS）	370	1,070
赤外分光光度計（FT-IR）	370	4,760
携帯型分光測色計	370	30
エア式ピストンシリンダー充填機	370	360
錠剤摩損度試験器	370	0
ボールミル（医薬用）	370	10
小型回転式打錠機	370	90
電気式ゆで麺機	370	510
業務用電子レンジ	370	90
非接触3次元デジタイザー	370	5,610
万能試験機（100kN）	370	1,480
pH計	370	170
カッピングミル	370	160
油圧式搾汁機	370	220
真空濃縮釜	370	1,430
連続冷却遠心機	370	430
食品用送風定温乾燥器	370	70
真空式ドラムドライヤー	370	1,400
電磁式ふるい振とう機	370	490
ジェット式かくはん機	370	60
ミニスプレードライヤー	370	250
バッチニーダー	370	40
高圧蒸気滅菌器（高性能）	370	60
真空凍結乾燥機（10L）	370	270
製麺機	370	330
アイスクリーム製造装置	370	670
くん煙箱	370	880
真空包装機	370	250
急速凍結機	370	270
恒温恒湿機	370	120
据置型分光測色計	370	30

自動滴定装置	370	40
プログラマブルデジタル粘度計	370	470
動的粘弾性解析装置	370	710
ラピッドビスコアアナライザー	370	2,210
示差走査熱測定装置	370	2,870
振とう温度勾配培養装置	370	50
ガスクロマトグラフ質量分析装置（GC-MS）	370	5,950
複合サイクル試験機（CCT）	370	850
BCIコミュニティ試験システム（BCI）	370	9,420
放射イミュニティ試験システム（放射イミュニティ）	370	3,580
伝導イミュニティ試験システム（伝導イミュニティ）	370	3,550
静電気試験器（ESD）	370	1,440
ノイズシミュレータ	370	1,110
円筒造粒機	370	40
小型卓上整粒機	370	140
食品用遠心分離機	370	250
シーールドルーム	370	350
大型振とう培養機	370	70
コロイドミル	370	80
3次元形状造形装置（樹脂造形タイプ）（ファンデーション含む。）（作業時間1時間まで）	370	3,620
3次元形状造形装置（樹脂造形タイプ）（追加作業時間1時間当たり）		2,340
3次元形状造形装置（樹脂造形タイプ）用サポート材洗浄機	370	340
サーモグラフィ	370	80
環境試験器（恒温恒湿）	370	110
ハイブリッド成形機（ハイブリッド成形）	370	7,370
ハイブリッド成形機（射出成形）	370	4,480
イオンミリング装置	370	410
LED配光測定装置	370	0
充放電試験機	370	80
比重測定装置	370	20
オートクレーブ	370	50
X線CTシステム	370	11,380
振動試験機	370	2,540
香気成分分析装置	370	4,190
小型レトルト食品製造装置	370	1,410

2 工業研究所金属研究室の設備等の使用料

設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）
万能試験機（500kN）	370	1,760
自動引張試験システム	370	3,500
ブリネル硬さ試験機	370	250
デジタルロックウェルツイン硬度計	370	150
ビッカース硬度計	370	260
微小硬度計	370	520
試料研磨システム	370	3,130

実体顕微鏡	370	50
型砂強度試験機	370	120
型砂混練機	370	80
鋳物砂標準ふるい器	370	40
サンドミル（試験室用混砂器）	370	30
電気炉	370	1,250
構造物試験機	370	3,180
炭素硫黄同時分析装置（C S—444 L S）	370	2,050
自動研磨機	370	800
すべり抵抗測定装置	370	2,740
湿式精密切断機	370	650
油圧自動埋込み機	370	820
超音波探傷機	370	40
金属顕微鏡（倒立型）	370	270
砂型積層造形装置	370	12,890
熱電子型SEM／EDX	370	5,280
摩擦摩耗試験機	370	510
卓上型精密万能試験機	370	2,110
真空紫外ICP発光分光分析装置	370	2,790

3 工業研究所窯業研究室の設備等の使用料

設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）
ポットミル架台（施釉絵付室）	370	210
紫外・可視・近赤外分光光度計	370	170
S i C発熱体小型電気炉	370	650
トロンメル（200K g）	370	200
高速ミキサー	370	430
逆流式高速混合機	370	140
加圧鋳込み装置	370	140
ポットミル架台（成形室）	370	200
ロールクラッシャー	370	180
エアープラスト	370	460
循環式混練機	370	170
ジョークラッシャー	370	160
らいかい機（旧型）	370	260
らいかい機（新型）	370	310
粉碎装置	370	170
オートクレーブ	370	1,250
T G・D T A熱分析装置	370	800
耐熱試験装置（オープン）	370	300
ダイヤモンドソー	370	640
画像処理システム	370	110
50 トンプレス	370	240
小型押し成形機	370	90
振動ふるい機	370	40

自由粉砕器	370	30
B型粘度計	370	20
B型粘度計（BM型）	370	10
消費電力測定装置	370	80
高温強度試験機	370	780
レーザー式粒度分析機	370	250
デジタルマイクロスコープ	370	100
ビーズミル	370	370
混合かくはん機	370	130
熱膨張測定装置（ディラトメーター）	370	420
広帯域赤外分光分析装置（遠赤外線）	370	2,380
広帯域赤外分光分析装置（テラヘルツ）	370	7,670
真空土練機（磁器用）	370	50
電子天秤（0.1mg）	370	350
赤外線サーモグラフィ	370	0
電子顕微鏡（SEM）	370	710
表面粗さ測定機	370	370
デジタルマイクロスコープ（同軸落射照明）	370	10
真空定温乾燥器	370	160
波長分散型蛍光X線分析装置（XRF・3kW）	370	2,690
粉末X線回折装置	370	750
原子吸光分光光度計	370	390

4 工業研究所窯業研究室伊賀分室の設備等の使用料

設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）
高速ミキサー	370	100
真空土練機	370	70
トロンメル（50Kg）	370	100
トロンメル（200Kg）	370	200
らいかい機（3連）	370	300
高温恒温器（オープン）	370	330
ポットミル架台	370	210
たたら成形機	370	60
真空脱泡装置	370	50
混練機	370	40
デジタルマイクロスコープ	370	80
ダイヤモンドソー	370	300
送風定温乾燥機	370	40
ホモジナイザー	370	100
熱画像測定装置	370	80

備考

- 1 使用料の額の算出は、使用の時間数に時間当たりの使用料を乗じたものに基本料金を加えます。
- 2 使用の時間が1時間未満であるとき又は使用の時間に1時間未満の端数があるときは、その未満である使用の時間又は端数は1時間とします。

訓 令

三重県訓令第1号

庁 中 一 般
地 域 機 関

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年三重県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第5（第11条関係）			別表第5（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
育児参加休暇	(略)	(略)	育児参加休暇	(略)	(略)
私傷病	会計年度任用職員（総務部長が別に定める者に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があるため、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	一の年度において総務部長が別に定める期間			
別表第6（第11条関係）			別表第6（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
子の看護等	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（総務部長が別に定める者に限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして総務部長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして総務部長が	一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間として）の勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間（勤務日ごとの勤務時間）の範囲の期間	子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（総務部長が別に定める者に限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして総務部長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間として）の勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間（勤務日ごとの勤務時間）の範囲の期間

	定める事由に伴うその範囲内の期間 子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち総務部長が定めるものへの参加をすること(をいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
公務上の傷病	(略)	(略)	公務上の傷病	(略)	(略)
			私傷病	会計年度任用職員(総務部長が別に定める者に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要がある期間あり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(「生理日の就業困難」、「妊娠疾病」及び「公務上の傷病」に掲げる場合を除く。)	一の年度において総務部長が別に定める
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

議 会 訓 令

三重県議会訓令第2号

三重県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

三重県議会議長 稲垣 昭 義

三重県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

三重県議会個人情報保護条例施行規程(令和5年三重県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等 (7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する組員等記号・番号等 (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)	(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号 (7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組員等記号・番号 (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

第 111 条の 2 第 1 項に規定する被保険者記号・番号等

(9) (略)

(10) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号又は同法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等

(12)・(13) (略)

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等

(15)～(17) (略)

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第 4 条 (略)

2 議長は、条例第 11 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(5) (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 7 条 (略)

2～8 (略)

9 条例第 17 条第 2 項第 1 号トの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 執行機関の職員又は当該職員であった者

ロ 条例第 17 条第 2 項第 1 号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第 17 条第 2 項第 1 号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(開示請求等における本人確認手続等)

第 9 条 条例第 19 条第 2 項、第 33 条第 2 項又は第 40 条第 2 項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止等請求書（以下この条において「開示請求書等」とい

第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) (略)

(10) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(12)・(13) (略)

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(15)～(17) (略)

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第 4 条 (略)

2 議長は、条例第 11 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1)～(5) (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 7 条 (略)

2～8 (略)

9 条例第 17 条第 2 項第 1 号トの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 執行機関の職員又は当該職員であった者

ロ 条例第 17 条第 2 項第 1 号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第 17 条第 2 項第 1 号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

(開示請求等における本人確認手続等)

第 9 条 条例第 19 条第 2 項、第 33 条第 2 項又は第 40 条第 2 項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止等請求書（以下この条において「開示請求書等」とい

<p>う。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止等請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(開示決定等の際)に通知すべき事項)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>う。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止等請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(開示決定等の通知)</p> <p>第10条 (略)</p>
--	--

様式第1号、様式第10号及び様式第16号を次のように改める。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

三重県議会議長 宛て

氏名 _____
 住所又は居所
 〒 _____

 Tel () _____

開示請求書

三重県議会個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

- 2 求める開示の実施方法等
 ア又はイのいずれかを選択してください。

ア 事務局における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> 閲覧 写しの交付
 <実施の希望日> 年 月 日
 イ 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
 運転免許証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他（ ）
 ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
 (ア) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
 任意代理人委任者
 (ふりがな)
 (イ) 本人の氏名 _____
 (ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

様式第 10 号（第 17 条関係）

年 月 日

三重県議会議長 宛て

氏名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____
 TEL () _____

訂正請求書

三重県議会個人情報保護条例第 33 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	(1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第 16 号（第 22 条関係）

年 月 日

三重県議会議長 宛て

氏名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____
 TEL () _____

利用停止等請求書

三重県議会個人情報保護条例第 40 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止等を請求します。

利用停止等請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止等請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止等請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	(1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該各号の定める日から施行する。
 - (1) 第3条第10号の改正規定 令和7年3月24日
 - (2) 第7条第9項の改正規定 令和7年4月1日
- (経過措置)
- 2 この訓令による改正前の様式第1号、様式第10号及び様式第16号の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の三重県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この訓令による改正後の三重県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

三重県議会訓令第3号

三重県議会における電子情報処理組織による請願に関する規程を次のように定める。

令和7年3月21日

三重県議会議長 稲 垣 昭 義

三重県議会における電子情報処理組織による請願に関する規程

(趣旨)

第1条 請願を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の2第1項及び三重県議会会議規則(昭和31年三重県議会規則第1号。以下「会議規則」という。)第67条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法によりする場合については、地方自治法及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)並びに会議規則に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

(請願に係る電子情報処理組織)

第3条 会議規則第67条第1項第2号の議長が定める電子情報処理組織は、議長の使用に係る電子計算機と、請願しようとする者の使用に係る電子計算機であつて議長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(事前届出等)

第4条 電子情報処理組織を使用する方法により請願しようとする者は、当該請願しようとする者の氏名又は名称その他必要な事項を、当該請願を紹介する議員を通じて、届け出なければならない。ただし、議長からあらかじめ請願に係る識別番号及び暗証番号の通知を受けている者については、この限りでない。

2 議長は、前項の届出を受けたときは、識別番号及び暗証番号を当該届出を行った者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、第1項の規定により届け出た事項に変更があつたとき、暗証番号を変更するとき又は識別番号及び暗証番号の使用を廃止するときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

(請願者を確認するための措置)

第5条 会議規則第67条の3第2項に規定する議長の指定する請願者を確認するための措置は、前条第2項の規定により通知された識別番号及び暗証番号(同条第3項の規定により暗証番号の変更を届け出た場合にあつては、当該暗証番号)を、請願しようとする者の使用に係る電子計算機から入力する措置とする。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、請願を電子情報処理組織を使用する方法によりする場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
